

千葉県報

定例
令和元年12月10日

主要目次

- 公安委員会規則
- 千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
- 特定計量器の定期検査の実施
- 漁業災害補償法に基づく漁業の水域の設定
- 道路区域の変更(二件)
- 公告
- 公共測量の実施(九件)
- 公共測量の終了(二件)
- 都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧(二件)
- 特定調達公告
- 落札者等の公告
- 正誤
- 令和元年十一月二十六日付け県報第一三四八三号中

公安委員会規則

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月10日

千葉県公安委員会委員長 伊藤 浩一

千葉県公安委員会規則第4号

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

千葉県道路交通法施行細則(昭和35年千葉県公安委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。
別記第4号様式の2の5中

「各役員関係」

戸籍の謄本又は抄本(外国人にあっては、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。))

成年被後见人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書

医師の診断書

「各役員関係」

住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項(外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等)が記載されたものに限る。)

医師の診断書

「

修了証明書又は認定書

戸籍の謄本又は抄本(外国人にあっては、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。))

成年被後见人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書

医師の診断書

欠格事由に該当しない旨の誓約書

写真2枚(うち1枚を本申請書の写真の欄に貼り付けること。)

」

「

修了証明書又は認定書

住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項(外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等)が記載されたものに限る。)

医師の診断書

欠格事由に該当しない旨の誓約書

写真2枚(うち1枚を本申請書の写真の欄に貼り付けること。)

」

附則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

告示

示

千葉県告示第三百十四号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和元年十二月十日

千葉県知事 鈴木 栄治

計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第十条第一項第一号に規定する特定計量器の定期検査(特定計量器検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により特定計量器の所在の場所で行うこととした定期検査を除く。)

検査区域	検査期日	検査場所	検査時間
南房総市	令和二年三月十三日	南房総市富浦町青木二八番地 南房総市役所	午前十時三十分から正午まで
"	"	南房総市久枝三二七番地 南房総市役所富山地域センター	午後一時三十分から午後三時まで
"	令和二年三月十六日	南房総市谷向一〇〇番地 南房総市役所三芳地域センター	午前十時三十分から午後三時まで
"	令和二年三月十七日	南房総市岩糸二、四八九番地 南房総市役所丸山地域センター	午前十時三十分から正午まで
"	"	南房総市和田町松田八二八番地 南房総市和田地域福祉センター「やすらぎ」	午後一時三十分から午後三時まで
"	令和二年三月十八日	南房総市千倉町瀬戸二、七〇五番地六 南房総市千倉保健センター	午前十時三十分から午後三時まで
"	令和二年三月十九日	"	午前十時三十分から正午まで
"	"	南房総市白浜町白浜一四、九五番地 南房総市白浜コミュニティセンター	午後一時三十分から午後三時まで

備考

- 一 検査時間のうち、正午から午後一時までは、休憩時間とする。
- 二 表に定める検査期日及び検査場所において受検しなかった者の特定計量器の検査は、知事が別に指定する日時に千葉県計量検定所において行う。

千葉県告示第三百十五号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。)第一百五十五条第一項第一号の規定による第一号漁業の水域を次のとおり定めた。

令和元年十二月十日

千葉県知事 鈴木 栄治

法第百四条第一号に掲げる漁業
てんぐさを採る漁業

加入区の名称	区域	水域	設定年月日
西岬加入区	西岬漁業協同組合の地区	平成二十五年千葉県告示第五百四十九号共第二十一号漁業権の漁場の区域	令和二年十二月十日

千葉県告示第三百十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び柏土木事務所において、令和元年十二月十日から三週間、縦覧に供する。

千葉県知事 鈴木 栄治

道路の種類	路線名	変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長	敷地の幅員	延長	
一 道路の種類 県道	二 路線名 守谷流山線	三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長	前	一五・六七メートルから 二二・六二メートルまで	二三・四二メートル
			後	一四・〇一メートルから 二二・六二メートルまで	二三・四二メートル

千葉県告示第三百十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び柏土木事務所において、令和元年十二月十日から三週間、縦覧に供する。

千葉県知事 鈴木 栄治

道路の種類	路線名	変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長	敷地の幅員	延長	
一 道路の種類 県道	二 路線名 守谷流山線	三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長	前	二〇・五四メートルから 二二・二五メートルまで	一四・七三メートル
			後	二二・二五メートルまで	

二地先から七 四九番七地先 まで	後	二〇・五四メートルから 二二・一七メートルまで	一四・七三メートル
------------------------	---	----------------------------	-----------

公 告

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
令和元年十二月十日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 千葉地方事務局
- 二 作業種類 公共測量（不動産登記法第十四条第一項地図作成）
- 三 作業期間 令和元年十一月十八日から令和三年一月三十一日まで
- 四 作業地域 千葉市中央区星久喜町及び矢作町

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
令和元年十二月十日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 千葉県
- 二 作業種類 公共測量（精密水準測量）
- 三 作業期間 令和元年十一月七日から令和二年五月三十一日まで
- 四 作業地域 銚子市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、匝瑳市、山武市、いすみ市及び大網白里市並びに印旛郡酒々井町及び栄町、香取郡多古町、山武郡九十九里町、芝山町及び横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町並びに夷隅郡大多喜町及び御宿町

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
令和元年十二月十日

千葉県知事 鈴木 栄治

測量計画機関 千葉県

- 二 作業種類 公共測量（空中写真撮影）
- 三 作業期間 令和元年十一月五日から令和二年三月十三日まで
- 四 作業地域 館山市大神宮、鴨川市金束及び平塚、君津市糸川、大野台、西日笠、怒田沢及び平田並びに富津市亀田、小久保、志駒、高溝、田倉、竹岡及び豊岡並びに香取郡東庄町小南

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
令和元年十二月十日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 袖ヶ浦市
- 二 作業種類 公共測量（空中写真撮影及び数値図化）
- 三 作業期間 令和元年十二月一日から令和二年十一月三十日まで
- 四 作業地域 木更津市、市原市及び袖ヶ浦市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
令和元年十二月十日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 松戸市
- 二 作業種類 公共測量（三級基準点測量）
- 三 作業期間 令和元年十一月五日から令和二年一月三十一日まで
- 四 作業地域 松戸市新松戸五丁目

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
令和元年十二月十日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 松戸市
- 二 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 三 作業期間 令和元年十一月五日から十二月三十一日まで
- 四 作業地域 松戸市松飛台

公共測量の実施
 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
 令和元年十二月十日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所
- 二 作業種類 公共測量(三級基準点測量)
- 三 作業期間 令和元年十月二十九日から十二月二十五日まで
- 四 作業地域 野田市

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
 令和元年十二月十日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所
- 二 作業種類 公共測量(三級基準点測量)
- 三 作業期間 令和元年十月三十日から十二月二十五日まで
- 四 作業地域 野田市

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
 令和元年十二月十日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所
- 二 作業種類 公共測量(三級基準点測量)
- 三 作業期間 令和元年十月二十九日から十二月二十五日まで
- 四 作業地域 野田市、柏市及び我孫子市

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は令和元年九月三十日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。
 令和元年十二月十日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 千葉市
- 二 作業種類 公共測量(空中写真撮影)
- 三 作業期間 平成三十一年三月四日から令和元年九月三十日まで
- 四 作業地域 千葉市全域

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は令和元年九月三十日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。
 令和元年十二月十日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 市川市
- 二 作業種類 公共測量(二級基準点測量及び三級基準点測量)
- 三 作業期間 平成三十一年四月一日から令和元年九月三十日まで
- 四 作業地域 市川市塩浜二丁目及び塩浜三丁目

都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧

令和元年十二月十日千葉市の変更に係る千葉都市計画生産緑地地区の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。
 令和元年十二月十日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧

令和元年十二月十日習志野市の変更に係る習志野都市計画生産緑地地区の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。
 令和元年十二月十日

千葉県知事 鈴木 栄治

特定調達公告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

落札等公告

次のとおり落札者等について公告する。

令和元年12月10日

千葉県病院局長 矢 島 鉄 也

【掲載順序】

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続
- ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項
- ①核医学診断用装置 一式 ②千葉県こども病院事務局 千葉県緑区辺田町579番地の1 ③令和元年10月21日 ④株式会社イノメダイックス 東京都文京区小石川四丁目17番15号 ⑤89,969,000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和元年9月6日

正

誤

令和元年十一月二十六日付け県報第一三四八三号中

(都市計画課)

ページ

段

行

誤

正

二

上

後ろから

第三百二二号

第三百二二号

購読料

月ぎめ
一部一箇月一、四〇〇円(送料を含む。)
一八円

発行者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

県

定期購読申込先
一部売り申込先

〇四三(二二三)二一五二
〇四三(二二三)二六五八